

番 号
年月日

経済産業大臣 殿

原子力委員会委員長

原子燃料工業株式会社東海事業所における核燃料物質の加工の事業の変更許可について（答申）

平成15年8月29日付け平成14・09・10原第13号をもって諮問のあった標記の件に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第16条第3項において準用する同法第14条第1項第1号及び第2号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する許可の基準の適用については妥当なものと認める。